

えちぜんとうぶ
越前東部地区 活性化計画

ふくいけん
福井県(代表)

ふくいけんえちぜんちょう
福井県越前町

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	越前東部地区活性化計画						
都道府県名	福井県	市町村名	越前町	地区名(※1)	越前東部地区	計画期間(※2)	平成23年度から平成25年度

目標:(※3)

本地区は農業構造改善事業により整備された区域であるが、整備後約40年が経過し、経年劣化による施設の老朽化が著しいことや、小区画形状等の営農条件が悪いことから営農に労力を要している。そのため、経営体育成促進換地等調整事業を行い、経営体育成基盤整備事業を円滑に実施し、農用地の集団化を図るとともに担い手への農地の利用集積を促進することにより、後継者が農業に取り組める条件を整え、担い手が意欲を持って定住できる環境を整備していく必要がある。このため、農業生産性の効率化、持続化を図り、地区全体の定住維持(人口減少率1.9%以内)を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、越前町東部に位置する集落で、平坦部のため地形上圃場条件の良い水稻単作地域である。
従来から農家組合等を中心に農業用施設の維持管理に積極的に取り組んでおり、平成19年度から実施された農地・水・環境保全向上対策事業では、いずれの集落においても非農家と共に活動しており、地域農業への理解から生活環境に対する取組に至るまで、積極的に取り組んでいる。

現状と課題

本地区は昭和30年代に区画整理された後、一部水路の改修を行なっているものの施設の老朽化は著しく、小区画の湿田状態もあるため、効率的な営農の支障となっている。
これらの課題を解決するためには、老朽化した水路の整備、圃場の大区画化や乾田化を図り、生産基盤整備を契機に農用地の利用集積を促進し、担い手を中心とした営農体系を確立する必要がある。

今後の展開方向等(※4)

経営体育成基盤整備事業により、老朽化した用排水路の整備、圃場の大区画化および暗渠排水整備を実施し、担い手への集積を進めることで地域農業の振興および活性化を図り、地域住民の定住化、担い手となりうる農業後継者の育成を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
越前町	越前東部	基盤整備(⑭農用地等集団化)	越前町	有	イ	
越前町	越前東部	経営体育成基盤整備事業	福井県	無	イ	H24年度～H29年度(予定)

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

越前東部地区(福井県越前町)	区域面積(※2)	36.5ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積36.5haのうち農用地面積は33.7haで92%を占める。		
②法第3条第2号関係: 地域人口の減少(H20→H23で1.9%減)傾向からみて、農業農村活性化の必要があり、それには、生産基盤の整備による担い手育成や農村環境保全を実施し、定住者の維持(減少率1.9%以内)を図ることが必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、農業振興地域であり、市街化区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4) 該当なし

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二) 該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、経営体育成基盤整備事業の実施に伴い、担い手の育成・確保や生産性の効率化、持続化を図り、地域農業の活性化を促進するため、地区全体の定住人口の抑制(減少数1.9%以内)を目標としている。

達成状況の把握は、計画期間後に経営体育成基盤整備事業の採択、地区内の農用地利用状況と関係農家の意向把握及び換地処分の円滑な実施を行うための換地計画(原案)策定を確認した上で、住民基本台帳を基に検証する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

